

## ○公益財団法人とちぎ建設技術センター道路施設点検診断監理業務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、栃木県内の市町（以下「市町」という。）が道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第42条に定める「道路の維持又は修繕」を行うにあたり、公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「財団」という。）が市町から委託を受けて実施する道路施設点検診断監理業務（以下「業務」という。）に関し必要な事項を定め、市町が管理する道路施設の現状を的確に把握し、もって適正な道路施設の修繕又は更新の効率的な計画策定の支援を目的とする。

### (道路施設点検の種類)

第2条 この業務における道路施設点検の種類は、橋梁、トンネル、シェッド・カルバート、横断歩道橋、門型標識とする。

なお、その他の道路施設点検は、市町の要望に応じて実施する。

### (委託手続)

第3条 業務を委託しようとする市町長は、あらかじめ「道路施設点検診断監理業務委託協議書」（様式第1号）により、財団に協議するものとする。

2 財団は、前項の協議を受けたときは、「道路施設点検診断監理業務委託回答書」（様式第2号）により、回答するものとする。

3 財団は、前項により業務を受託する時は、別に定める「道路施設点検診断監理業務委託契約書（様式第3号）」により委託契約を締結するものとする。但し、市町において指定がある場合はこの限りではない。

### (費用)

第4条 費用については、財団が見積もりをした道路施設点検診断業務費と監理業務費を加算した額に消費税法に定める消費税及び地方消費税を加算して得た額とする。

なお、道路施設点検診断業務費の清算については、財団が発注した業務請負額とする。

### (監理業務費)

第5条 監理業務費は、前条の道路施設点検診断業務費の設計額に100分の5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

### (道路施設点検の方法)

第6条 財団は、道路施設の点検を実施するにあたり使用する点検の項目は、次に基づき実施するものとする。ただし、(1)～(5)の点検項目によらない場合は、両者協議の上別途定めるものとする。

(1) 道路橋定期点検要領(令和6年3月)国土交通省 道路局

(2) 道路トンネル定期点検要領(令和6年3月)国土交通省 道路局

(3) シェッド、大型カルバート等定期点検要領(令和6年3月)国土交通省 道路局

(4) 横断歩道橋定期点検要領(令和6年3月)国土交通省 道路局

(5) 門型標識等定期点検要領(令和6年3月)国土交通省 道路局

(中間打合せ)

第7条 財団は、業務を発注し請負者と中間打合せを行う時は、委託者である市町職員に立会を要請することができるものとする。

(点検結果の報告)

第8条 財団は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

〇〇第 号  
令和 年 月 日

(公財)とちぎ建設技術センター  
理事長 様

市町長

道路施設点検診断監理業務委託協議書

公益財団法人とちぎ建設技術センター道路施設点検診断監理業務実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり業務を委託したいので協議します。  
なお、受託いただける場合は、見積報告書の提出をお願いします。

記

- 1 道路施設点検一覧
- 2 道路施設点検に使用する点検要領
  - (1)道路橋定期点検要領(令和6年3月)  
国土交通省 道路局
  - (2)道路トンネル定期点検要領(令和6年3月)  
国土交通省 道路局
  - (3)シェッド、大型カルバート等定期点検要領(令和6年3月)  
国土交通省 道路局
  - (4)横断歩道橋定期点検要領(令和6年3月)  
国土交通省 道路局
  - (5)門型標識等定期点検要領(令和6年3月)  
国土交通省 道路局

様式第2号(第3条関係)

と建技第 号  
令和 年 月 日

市町長 様

(公財)とちぎ建設技術センター  
理事長

道路施設点検診断監理業務委託回答書

令和 年 月 日付〇〇第 号で協議のありました件について、受託  
しますので、よろしくお取り計らい下さい。

なお、ご依頼のありました道路施設点検箇所数につきましては、受託費の見積  
結果により協議させていただきます。